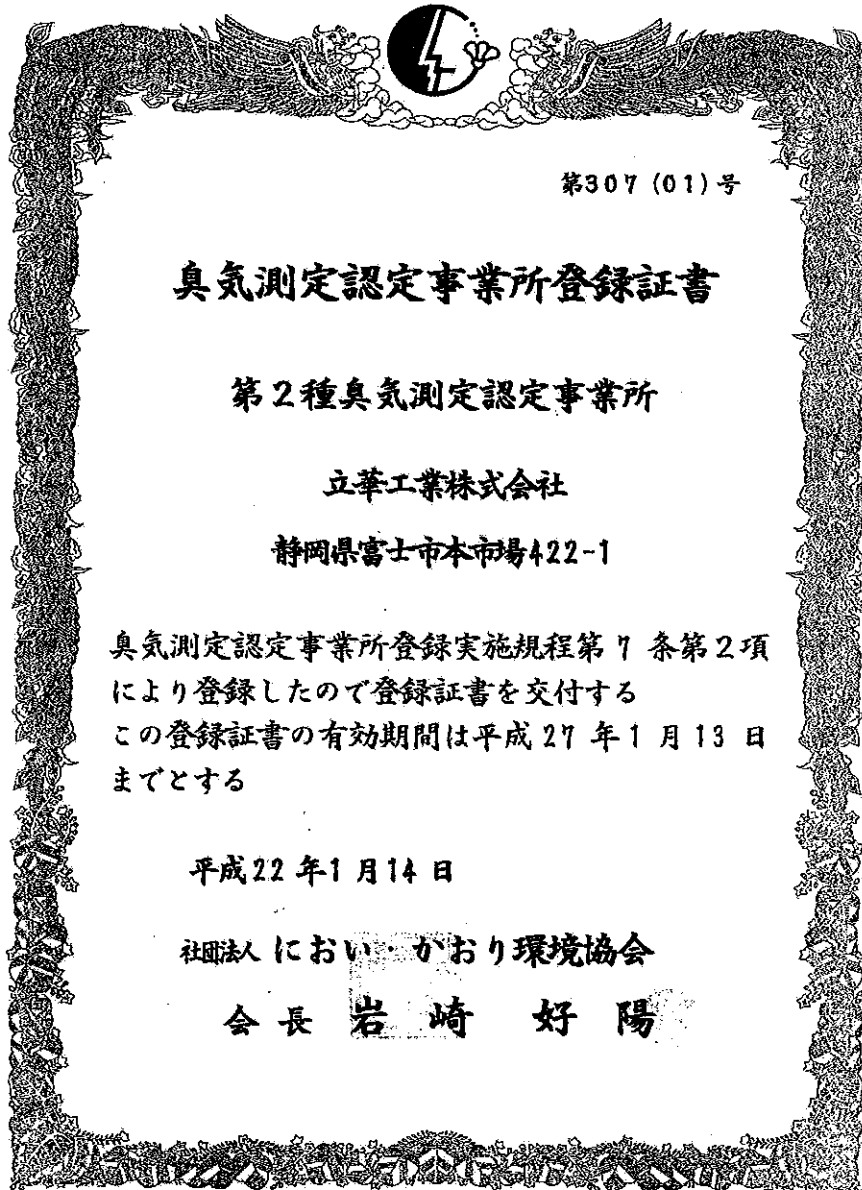


未来に向かって環境のトータルアドバイザー

**RIKKA REPORT**立華工業株式会社 〒416-0906 静岡県富士市本市場422-1  
TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654 URL <http://www.rikka.co.jp>

当社は、社団法人におい・かおり環境協会より「第2種臭気測定認定事業所」に認定されました。

富士本社 TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654

作業環境・大気・臭気・騒音・振動の測定

富士本社 環境分析部 分析1課 中西・後藤・広瀬  
(大気・臭気・騒音・振動 担当)

富士本社 営業部

# 1. 臭気測定認定事業所

悪臭防止法では、悪臭の規制を「臭気指数による規制」または「特定悪臭物質の濃度による規制」にて行われています。

悪臭防止法に基づき、環境試料、排出口試料や排水試料の臭気指数を精度よく測定するために、人材の確保、必要な器材及び試験室が備わっていることなどが重要なポイントとなります。

そこで、(社)におい・かおり環境協会は、臭気に係わる嗅覚測定法が適切に行われることを目的として、事業所単位の資格である「臭気測定認定事業所」の審査登録制度を設け、以下に示しました技術基準や設備基準等を満たす機関を認定しております。

このたび当社は、これらの基準を満たし、(社)におい・かおり環境協会より第2種臭気測定認定事業所に認定されました。

## 第2種臭気測定認定事業所の登録審査基準

組織の整備	・「測定担当者」、「技術管理者」、「品質管理者」等の選定を行い、測定精度が高くかつ適切に実施できる体制であること。
臭気判定士	・臭気判定士が2名以上従事していること。
パネル	・パネルが6名以上確保できる体制であること。
技術基準	・臭気指数測定及び臭気排出強度の算定が適切にできること。
設備基準	・においを感じない静かな臭気測定試験室を設置すること。 ・臭気指数等の測定方法に定める器材を備えること。
その他	・クロスチェック審査の実施。 ・立ち入り視察の実施。 ・外部精度管理等に参加し、測定精度の確保、維持を行うこと。

### <臭気判定士>

1996年の悪臭防止法の改正に伴い誕生した国家資格です。臭気判定士は臭気測定に関するすべてのことを熟知し、パネルの選定、サンプリングから嗅覚測定までを行い、安全かつ精確に臭気指数の業務が行える能力が要求されます。

測定機関が地方自治体などから測定委託を受ける場合、臭気判定士資格を取得していることが条件となります。

### <臭気指数>

臭気指数とは、人間の嗅覚を用いて悪臭の程度を数値化したものです。

具体的には、試料を臭気を感じられなくなるまで無臭空気希釈したときの希釈倍率（臭気濃度）の対数値に10を乗じた値です。

$$\text{臭気指数} = 10 \times \log (\text{臭気濃度})$$

## 2. 当社の経緯と現状

当社は30年間以上にわたり悪臭問題と向き合っており、このたび第2種臭気測定認定事業所として登録し、測定精度及び測定技術の向上を図りました。

現在、臭気判定士6名、パネル23名を登録し、臭気指数分析（環境、排出口、排水試料）を年間100検体以上行っております。

22物質ある特定悪臭物質濃度分析を行える設備も有しております。

## 3. 第2種臭気測定認定事業所としての役割

当社では、第2種臭気測定認定事業所として、悪臭問題を臭気指数の観点から高い精度の測定及び分析、適切な評価を行うことができます。

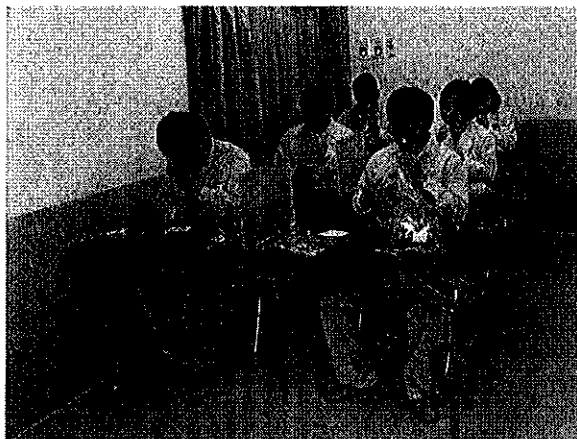
また、嗅覚検査機関として登録されており、国家資格である臭気判定士の資格取得時及び更新時に受けなければならない嗅覚検査を行うことができます。当社では、嗅覚検査を行うために、専用の部屋を設けました。

### <嗅覚検査>

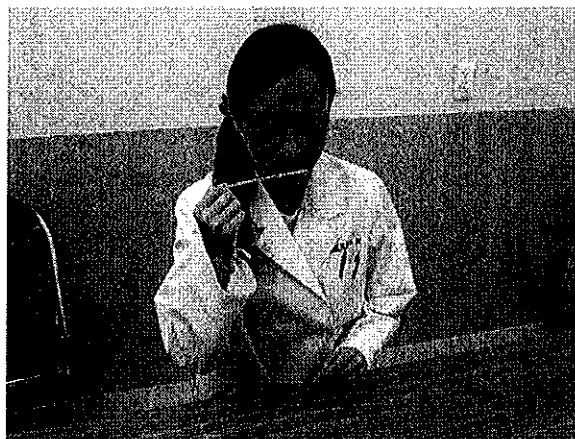
「一般的な嗅覚」を持っているかどうかを調べる検査です。特別な嗅覚を持つ必要は無く、合格率は約95%となっています。

実際におい袋を嗅ぐパネルはもちろんのこと、臭気判定士も試料採取や嗅覚測定法による測定に際して、自らの嗅覚による判断が要求されるため嗅覚検査に合格する必要があります。

### <臭気試験室>



写1. 臭気指数分析の実施風景



写2. 嗅覚検査の実施風景

#### 4. 静岡県内の臭気指数規制導入状況(平成 21 年 4 月 1 日現在)

市町村名	規制区域 基準	
静岡市*	全域 10	
浜松市*(旧浜松市)		
富士市* (旧富士川町は除く)	住居地域 10	左記以外の地域 13
	工業地域、工業専用地域 15	
三島市	住居区域 10	左記以外の全域 15
	市街化区域 13 (住居区域を除く)	
富士宮市	市街化区域 13 (工業地域、工業専用地域を除く)	左記以外の全域 18
	市街化区域 15 (工業地域、工業専用地域)	
磐田市	市街化区域 15 (工業地域、工業専用地域を除く)	左記以外の全域 18
伊東市	全域 15	
島田市		
掛川市		
下田市		
御前崎市		
菊川市		
牧之原市		
東伊豆町		
河津町		
南伊豆町		
芝川町		
吉田町		
森町		
袋井市	全域 13	
御殿場市	市街化区域 15 左記以外の全域 18	
湖西市		
伊豆市		
伊豆の国市		
函南町		
小山町		

\* 静岡市・浜松市・富士市については悪臭防止法政令市であるため、市が規制地域・規制基準を定めている。